

# 2 環境を守るくらしや産業の工夫

## ① 買い物の工夫とものづくりの工夫

### ねらい

買い物の時に、まず必要かどうか考えて、必要な時は環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを買うことができるようにする。

### 留意点

- こまめに電気を消したり、ごみを分別して資源のリサイクルをしたりするのと同じように、グリーン購入は今日からすぐにできることに気付くようにする。
- 買う前に必要かどうか考える。使うときに長く大切に使えるものを選ぶ。使い終わったときにごみが少ないものを選ぶことに気付くようにする。
- 環境のことを考えて作られたものを購入することが、企業に環境負荷の少ない製品の開発を促し、経済活動全体を変えていく可能性をもっていることに気付くようにする。
- 食品ロスとは何か、大阪市ではどれだけの食品ロスが出ているのかを知ることで、食品ロス問題への関心を持ち、その実態を知って自分にできることを考えるようにする。

### (具体例)

- ・料理は、好き嫌いなく残さず食べる。
- ・消費期限、賞味期限について理解し、まだ食べられる食品を捨てない。
- ・一人ひとりが「もったいない」という気持ちをもって行動する。

### ◆「食品ロスの削減の推進に関する法律」

食品ロスを削減するため、2019年10月1日に施行されました。この法律では、食品ロス削減月間(10月)を設けたり、食品ロスの削減に関して顕著な功績がある人を表彰するなど、事業者と消費者が連携した食品ロス削減の取組みを推進しています。

消費者庁「食品ロスの削減の推進に関する法律」HP

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/promote/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/)

### 教科との関連

社会 指導計画(第13次試案):  
第5学年 Ⅲ 我が国の工業生産

### 教科との関連

社会 指導計画(第13次試案):  
第5学年 Ⅲ 我が国の工業生産

### ねらい

工業製品の開発には、価格、使いやすさ、環境配慮など、消費者のニーズに合わせた製品づくりが行われていることについて考えるようにする。

### 留意点

- 消費者が環境に配慮した製品を購入することを促すため、環境ラベルがあることに気付くようにする。環境ラベルについては、副読本p37でも触れている。
- 製造業に従事している人々が、消費者の多様な需要にこたえ、環境に配慮しながら優れた製品を生産するために様々な工夫や努力をしていることに気付くようにする。
- ペットボトルに表示されているマークを提示し、自分たちが毎日のように触れているものも、環境にやさしい素材を使用していることに気付くようにする。

### 参考資料

**環境ラベル**  
製品の環境負荷について表現するラベルで、消費者がより環境に配慮した製品を購入することを促す。

### よく見かける環境ラベル

#### ◆エコマーク

ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を選定し、表示する制度です。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されています。環境省所管の(公財)日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。



#### ◆FSCマーク

適切な森林管理がされていると認証された森林から収穫された木材およびFSCの規格で認められた原料を使用した木材製品や紙製品には、FSCのラベルが付けられます。消費者はこのマークを通じ、木材・紙製品が、環境・社会・経済面で国際的に合意された原則と規準に従って管理されている森林から生産されたものであることを確認できます。



#### ◆グリーンマーク

グリーンマークは、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として制定されたマークです。グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることですが、トイレットペーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもので、コピー紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したものです。



#### ◆統一省エネラベル

省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。





## 2 環境を守るくらしや産業の工夫

### ②工業製品のリサイクル

#### 教科との関連

社会 指導計画(第13次試案):  
第5学年 III 我が国の工業生産

#### ねらい

家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機のリサイクルを進めるための法律が必要になった理由について考えるようにする。

#### 留意点

○家電リサイクルの流れについて調べたことを、図や表にまとめ、そのしくみについて理解できるようにする。

○廃家電製品には、鉄、アルミ、ガラスなどの有用な資源が多く含まれ、また、我が国の廃棄物最終処分場の残余容量がひっ迫しており、廃棄物の減量化は喫緊の課題で廃棄物の減量とリサイクルが必要となっていることに気付くようにする。

○家電リサイクル法に基づくリサイクルでは、排出しようとする者が排出する時点で料金を支払うことを理解できるようにする。

#### ◆家電リサイクル法

##### (特定家庭用機器再商品化法)について

家電リサイクル法は平成13年4月に施行されました。

一般家庭で利用されているエアコン、テレビ(ブラウン

管式、液晶式、プラズマ式)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目のリサイクルが義務付けられました(電気冷凍庫は平成16年4月から、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機は平成21年4月から追加)。

家庭から排出される廃棄物は基本的には各市町村が収集し、処理を行ってきました。しかし、粗大ごみの中には大型で重く、また非常に固い部品が含まれているために粗大ごみ処理施設での処理が困難なものが多くあります。家電製品はこれに該当するものが多く、有用な資源が多くあるにもかかわらず、リサイクルが困難で大部分が埋め立てられている状況にありました。そこで廃棄物の減量、資源の有効利用の観点から、廃棄物のリサイクル推進の新たな仕組みを構築するために制定された法律が家電リサイクル法です。

この法律では、小売業者は「排出者からの引取りと製造業者等への引渡し」、製造業者等は「引取りとリサイクル(再商品化等)」といった役割をそれぞれが分担し、リサイクルを推進することが義務づけられています。また、その際、引取りを求めた排出者は小売業者や製造業者等からの求めに応じ、料金を支払うことになります。

**② 工業製品のリサイクル**

**家電リサイクルのながれ**

冷蔵庫やテレビなどの家電を買いかえる時に、古くなったものはどうなるのでしょうか。

冷蔵庫を例に、家電をリサイクルする時のながれを見てみましょう。

**① 家電リサイクル法の仕組み**

「家電リサイクル法」とは、家電製品を使った人、売人、つくる会社がそれぞれルールを守り、リサイクルすることを義務付けた法律です。

これにより、今までごみとして捨てられていた家電製品が資源として有効にリサイクルされています。

**リサイクルの流れ**

買った人(消費者) → 買った人(家電小売店) → 家電製品をつくる会社

買った人は、すでに料金を支払った家電製品を回収してもらいます。

小売店は、回収した家電製品を解体し、有用な部品を回収し、残った部品を資源としてリサイクルします。

家電製品をつくる会社は、回収した部品を再利用し、新しい家電製品をつくれます。

**資源としてリサイクル**

ガラスの破片、鉄などの部品、プラスチックなど

新しい家電製品の材料に再利用されます。

**回収された部品は、再利用されます。**

回収されたプラスチックは、原料の再利用のため、種類ごとに分けられます。

**リサイクルされる自動車の部品**

リサイクルされる部品の割合

日本では1年間に約350万台の自動車が生産される。そのうち、150万台以上が外国へ輸出され、残りの自動車は解体されて、リサイクルされる部品は、回収して再利用される。

**リサイクルされる部品の割合**

日本では1年間に約350万台の自動車が生産される。そのうち、150万台以上が外国へ輸出され、残りの自動車は解体されて、リサイクルされる部品は、回収して再利用される。

**リサイクルされる部品の割合**

日本では1年間に約350万台の自動車が生産される。そのうち、150万台以上が外国へ輸出され、残りの自動車は解体されて、リサイクルされる部品は、回収して再利用される。

**リサイクルされる部品の割合**

日本では1年間に約350万台の自動車が生産される。そのうち、150万台以上が外国へ輸出され、残りの自動車は解体されて、リサイクルされる部品は、回収して再利用される。

#### ◆使用済小型家電の回収について

大阪市では、区役所や環境事業センター等に専用の回収ボックスを設置し、使用済小型家電を回収しています。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型家電は、ごみとして捨てられたり、家庭に眠ったままになっているのが現状です。使用済小型家電には、レアメタルなどの貴重な資源が含まれています。この貴重な

資源を再生利用することを目的として、使用済小型家電の回収を行っています。これらを生かすことにより、ごみの減量と資源の再生利用が進みます。

回収する使用済小型家電は、電池・電気で動き、回収ボックスの投入口(15cm×30cm)に入る大きさのものです。

大阪市環境局(使用済小型家電の回収について)

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009050.html>

#### ◆フロンの回収

フロンは家庭用のエアコンや冷蔵庫、カーエアコン、業務用の冷凍空調機器などに冷媒として使用されています。フロンはオゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が問題となっているため、機器のリサイクルの際には、フロンを大気中に放出しないように回収することが重要です。

フロンを使用した製品を破棄する際は、製品の種類によって3つの法律でフロンの回収が義務付けられています。

1 家庭用エアコン・冷蔵庫等…家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

→家電小売店に家電メーカー等への引渡しを依頼

2 業務用冷凍空調機器…フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)

→都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に依頼

3 カーエアコン…自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

→都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。)の登録を受けた引取業者に廃車の引取を依頼